河内町新庁舎検討委員会 第1回会議次第

日時:令和4年7月28日(木)午後7時

場所:河内町役場 大会議室

- 1. 開 会
- 2. 町長あいさつ
- 3. 協議事項
 - (1)要綱について 資料1 資料2
 - (2) 正副委員長の選出について 資料3
 - (3) 現庁舎の現状について 資料4
 - (4) 今後のスケジュールについて 資料 5
 - (5) その他
- 4. 閉 会

令和4年訓令第35号

(設置)

第1条 河内町新庁舎に関する必要な事項を調査及び審議するため、河内 町新庁舎検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、新庁舎に関する必要な事項につい て調査及び審議を行い、その結果を町長に答申する。

(組織)

- 第3条 委員会は、20人以内の委員で組織する。
- 2 委員会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
 - (1) 町議会議員
 - (2) 学識経験者
 - (3) 町内の公共的団体の代表者等
 - (4) 町民代表
 - (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から町長の諮問事項に係る調査及び審議 が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を総括し、副委員長は、委員長に事故あるとき、又 は委員長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数以上の出席で成立する。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において行う。

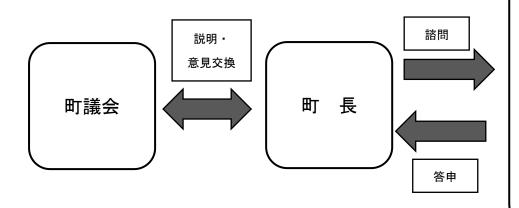
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱による最初の会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招 集する。

新庁舎検討に係る体制図



新庁舎検討委員会

【組織】

20名以内

- (1) 町議会議員 (2) 学識経験者
- (3) 町内の公共的団体の代表者等
- (4) 町民代表 (5) その他町長が必要と認める者

【役割】

委員会は、町長の諮問に応じ、新庁舎に関する必要な事項に ついて調査及び審議を行い、その結果を町長に答申する。

【事務局】総務課

資料等提出

新庁舎検討庁内会議

【組織】

危機管理監、契約管理監、各課·局長13名等

【役割】

新庁舎に関する必要な事項について、調査及び審議に必要な 資料の作成等

【事務局】総務課

河内町新庁舎検討委員会 委員名簿

資料3

| No. | 構成 | 氏 名 | 備考 | 委員会役職 |
|-----|-------------------|--------|--------------|-------|
| 1 | 町議会議員 | 牧山 龍雄 | 町議会議長 | |
| 2 | | 諸岡 周示 | 町議会副議長 | |
| 3 | | 星野 初英 | 町議会総務経済委員長 | |
| 4 | | 髙橋 稔 | 町議会教育厚生委員長 | |
| 5 | 学識経験者 | 秋山 義継 | 拓殖大学名誉教授 | |
| 6 | 町内の公共的団体の 代表者等 | 髙橋 博 | 消防団長 | |
| 7 | | 栗山 功 | 農業委員会長 | |
| 8 | | 篠田 孝 | 民生委員児童委員協議会長 | |
| 9 | | 田中 正一 | シニアクラブ連合会長 | |
| 10 | | 宮本 秀樹 | 商工会長 | |
| 11 | | 宮本 正枝 | 商工会女性部長 | |
| 12 | | 大久保 隆司 | 商工会青年部長 | |
| 13 | | 榊原 康之 | かわち学園PTA会長 | |
| 14 | - 町民代表 - | 浅野 大介 | 生板地区 | |
| 15 | | 鈴木 久枝 | 源清田地区 | |
| 16 | | 久保 俊道 | 長竿地区 | |
| 17 | | 小松﨑 崇司 | 金江津地区 | |
| 18 | その他町長が必要と 認める者 | 藤井 俊一 | 前副町長 | |
| 19 | | 大野 繁 | 前教育長 | |
| 20 | | 鈴木 裕之 | 教育長 | |

【事務局】

| 総務課長 | 諏訪 洋一 |
|-----------|--------|
| 危機管理監 | 野澤 茂 |
| 秘書広聴課長 | 小島 孝裕 |
| 企画財政課長 | 北澤 雅志 |
| 総務課長補佐 | 薬師寺 大輔 |
| 総務課副参事兼係長 | 根本 和明 |
| 総務課主幹 | 伊藤 貴文 |

資料4

○現庁舎の現状について

本町では、現庁舎(本庁舎、第1分庁舎、第2分庁舎)のほか、みずほ分庁舎には 教育委員会事務局、水道事務所には上下水道課など複数の施設に行政機能が分散され ています。

本庁舎は、昭和44年の建築であり、すでに50年以上が経過しておりますが、次のような課題があります。

① 施設・設備の老朽化

- 1) 施設の老朽化による雨漏りが複数個所で発生し、随時補修工事等を行っておりますが、抜本的な対応が難しく、本庁舎1階のコピー機やプリンター等のOA機器やサーバー室のサーバー、2階の議会録音室の録音機器等が故障する恐れがあります。
- 2)本庁舎敷地は軟弱な地盤のため、建物中央部への沈下が原因と思われる建物の傾きが発生しております。特に、本庁舎2階の会議室では、傾きが強く感じられるため、平成23年度の耐震補強工事で、会議室の床を補正し、傾きを緩和しましたが、その後再び傾きが強く感じられることになりました。
- 3) 車庫や書庫についても、老朽化による劣化が進んでおります。

※本庁舎は、「河内町公共施設個別施設計画」(令和4年3月)の劣化状況調査では、 100点換算で算定した健全度が46であり、劣化が激しい状態です。

○本庁舎の外観





外観はきれいに見えますが、老朽化が著しい役場本庁舎

○雨漏りの状況



本庁舎1F 雨漏り跡



議会録音室雨漏り跡



本庁舎裏書庫雨漏り跡

雨漏りについても、修繕を繰り返していますが、他の箇所から新たな雨漏りが発生しています。

② 庁舎の狭あい化

- 1) 文書等を収納する書庫や倉庫の収納スペースが不足しており、多数のキャビネットやロッカー等が、事務スペースに置かれています。
 - 事務スペースの不足により、機構改革等によるフロア配置の変更も困難です。
- 2)会議室が不足しており、会議日程の調整が煩雑となっています。
- 3) 相談コーナーが不足しており、福祉や税等の相談時に、相談者のプライバシーの確保が困難です。
- 4) 入口ロビーに総合案内がありません。
- 5) エレベーターが設置されていないなど、バリアフリーへの対応が不十分なため、 高齢者や障がい者、子育て世代等の移動が困難となる状況があります。また、電気 や情報系端末等の配線が床に露出しており、配線の断線や歩行中のつまづき事故等 が発生する恐れがあります。

- 6)宿直室がないため、土日・祝日の日直業務を職員2名が本庁舎1階の町民課窓口で対応しており、セキュリティの上で課題があります。
- 7)職員用の休憩室や更衣室等がなく、職員が昼食を来客から見える自席でとることが日常的となっています。

○執務室の状況

書類棚や事務機器にスペースを占有されており、事務及び作業スペースが確保できていません。



○相談コーナーの状況

町民の方を対応する相談 スペースが十分に確保できず、食堂と称された場所で 応対せざるえない場合が 多くあります。



○本庁舎の階段

本庁舎にはエレベーターが設置されていないため、 高齢者や障がい者、乳幼児 を連れた方の移動が困難な 状況です。



○床上における配線の状況





執務室の電気コード及び LAN ケーブルが床面に露出しており、安全面の確保のため改善が必要ですが、現況では対応が難しい状況となっています。

③ 防災拠点としての課題

災害時には、本庁舎2階の会議室に災害対策本部が設置されますが、災害対応において、以下のような課題があります。

- 1)町内全域が利根川の大規模氾濫時の浸水想定区域内であるため、水害発生時には、現庁舎は冠水してしまいます。基幹系及び情報系システムのサーバ室が、本庁舎1階に設置されており、水害時の冠水等によりシステムが機能しなくなり、行政サービスの提供が行えなくなる恐れがあります。
- 2)本庁舎は、平成23年度に耐震補強工事を実施していますが、今後想定される首都直下地震等に十分な耐震性があるか懸念があります。
- 3) 非常用電源設備が不足しており、災害対策本部機能を維持するために必要とされる72時間の電源供給が出来ません。

○浸水想定水位表示

本庁舎玄関に掲示された 水位表示です。浸水した場合には、行政サービスの提供が困難になる可能性があります。

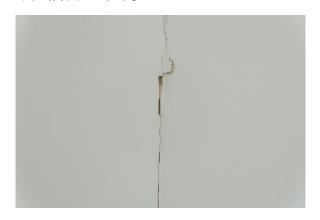


○本庁舎サーバー室の状況

本庁舎1Fに設置されたサーバー室です。水害時に浸水の可能性がある1Fの設置は危険です。



○階段及び2階内壁のひび





年々増える2F 会議室等の壁のひび割れです。

〇新庁舎検討の経緯

現在の本庁舎は、昭和44年に建築され、すでに50年以上が経過しております。 本庁舎は、建物本体及び設備の老朽化により、修繕費や光熱水費等の維持管理費 の負担が大きくなっておりますが、行政事務の執務スペースや共用の会議室等が不 足しており、多様化する行政ニーズに適切に対応していくことが難しくなっており ます。

また、町の災害対策本部が設置される防災拠点として、平成23年度に耐震補強 工事を行っておりますが、今後発生が想定される茨城県南部のプレート境界地震や 首都直下地震等に対して、防災拠点としての機能が十分に発揮できるかという懸念 があります。

こうした現状を踏まえて、町は、以下のとおり、新庁舎の検討を行うこととしました。

〇新庁舎検討の体制

(1) 河内町新庁舎検討委員会における検討

河内町新庁舎検討委員会(以下、「検討委員会」といいます。)は、議会や学識経験者、町内の公共的団体の代表者、町民代表等の委員により構成され、町長の諮問に応じて、新庁舎に関する必要な事項について調査及び審議を行い、その結果を町長に答申するため、令和4年7月に設置されました。

(2) 庁内検討組織による検討

新庁舎は、将来のまちづくりの拠点となるものであり、行政サービスの向上 や利用者の利便性、また、防災拠点等の複合的な役割を担うため、新庁舎については、全庁的かつ総合的な検討が必要となります。このため、平成30年7月に、庁内に管理職員等により構成される河内町新庁舎検討庁内会議(以下、「庁内会議」といいます。)を設置して検討を進めてきました。また、同年11月には、各課から選ばれた若手職員によるワーキンググループを結成し、管理職員から若手職員まで、幅広い年齢層の職員の意見を取り入れ、新庁舎について全庁的な体制で検討を行いました。

庁内会議等による新庁舎の検討は、新設認定こども園の建設計画等により、 一時中断しておりましたが、令和4年7月に設置された検討委員会の補助組織 として、改めて新庁舎に関する課題等を整理するとともに、検討委員会の資料 作成等を補助いたします。

○河内町新庁舎検討委員会開催スケジュール(案)

| 回 数 | 検討事項 | |
|----------|---------------------------|--|
| 第1回 | 1. 委員の委嘱 | |
| 令和4年 | 2. 要綱について | |
| 7月28日 | 3. 正副委員長の選出について | |
| | 4. 現庁舎の現状について | |
| | 5. 今後のスケジュールについて | |
| 第2回 | 1. 新庁舎の基本的な考え方及び整備方針等について | |
| 令和4年11月頃 | | |
| 第3回 | 1. 新庁舎の規模について | |
| 令和5年3月頃 | 2. 新庁舎の建設位置について | |
| 第4回 | 1. 新庁舎の建設事業費について | |
| 令和5年6月頃 | 2. 新庁舎の財源について | |
| 第 5 回 | 1. 答申(案) について | |
| 令和5年10月頃 | | |